

長寿支援

敬老バス

満70歳以上の人に、敬老バスを交付します(友愛タクシー券の交付を受けている人は入浴機能のみの敬老バスを交付)。満70歳の誕生日の2週間前から交付できます(利用は誕生日から)。 ※年度ごとの切り替えなし

◇交付に必要なもの 顔写真(縦4cm×横3cmで過去3カ月以内に撮影されたもの)1枚、印鑑、身分証明書(健康保険証など) ※受け取りは本人のみ

■利用者負担の特例申請

生活保護受給者が生活保護を受けることができる程度に困窮していると思われる人は、市電・バスの利用に対して自己負担額の減免措置があります。 ※1年度1回。5000円まで

■すこやか入浴

敬老バスか友愛バスを提示すると100円で入浴できます(利用回数の範囲内)。

◇対象 敬老バスか70歳以上の友愛バス利用者

※入浴回数は年度が変わると自動的に新たに30回利用できます

【サンサンコールかごしま 099-808-3333(長寿支援課 FAX224-1539)】



認知症サポーター養成講座

町内会、学校、商店街、職場、仲間同士の集まりなど、おおむね10人以上のグループに講師を派遣し、認知症の人と家族を支える認知症サポーターになるための講座を開催しています。 ※受講は無料

【認知症の人と家族の会 257-3887

(FAX251-3928)】



認知症サポーターキャラクター ラバマスコットキャラクター

「老人クラブ」に加入しませんか

同じ地域に住むおおむね60歳以上の人が加入できます。親睦会や健康教室など楽しい活動を行っています。

【市老人クラブ連合会 253-1521】



「認知症介護の相談所」をご利用ください

地域福祉館などで認知症に関する情報提供のほか、認知症の人を介護している家族の不安や悩みを相談員がお聞きします。

【認知症の人と家族の会 257-3887(FAX251-3928)か長寿支援課 216-1186(FAX224-1539)】

「お達者クラブ」に出かけましょう

外出の機会が少ない65歳以上の人を対象に、介護予防のため、保健師や健康づくり推進員が公民館などで実施しています。

◇活動内容 体操やレクリエーションなど 【各保健センター、各支所の保健福祉課】

介護保険

介護保険制度は、国民みんなで支え合う「社会保険方式」による制度で、介護保険のサービスに必要な費用を被保険者の保険料と公費で賄っています。

■平成26年度の介護保険料

所得段階ごとの対象者や保険料額は、6月に発送する通知書をご覧ください。

■介護保険料の納め方

64歳までは医療保険の中で納めますが、65歳からは医療保険とは別に、納入通知書で納めます。その後、年金が年額18万円以上の人は一定期間経過後に特別徴収(年金からの支払い)に切り替わります。

■介護保険料の減免

生計困難や失業などで収入が減り、保険料の納付が困難と認められる人は、申請により保険料の減免または徴収猶予を受けることができます。 ※6月の通知書発送後に受け付けます

【介護保険課 216-1279(FAX219-4559)】



「はつらつ元気づくり教室」に参加しましょう

◇対象 65歳以上の人で、調査票の結果、介護が必要な状態になるおそれがあると判断された人(元気づくり高齢者)

◇内容 理学療法士などの指導による、筋力トレーニングなどの運動 ※1回2時間程度で週1~2回(原則3カ月間)

- ①転倒・骨折予防プログラム
- ②膝痛・腰痛対策プログラム
- ③運動・栄養・口腔総合プログラム



「高齢者いきいきポイント推進事業」に参加しませんか

高齢者が介護保険施設などで行うボランティア活動や健康診査の受診に対して、換金可能なポイントを付与することで生きがいづくりや介護予防を推進します。参加登録は市社会福祉協議会ボランティアセンターで随時受け付けています。

◇対象 市内に住む65歳以上の人で、要介護・要支援認定を受けていない人

◇団体への個別説明も行います

【長寿支援課 216-1186(FAX224-1539)】



子育て支援

医療費の助成

■子ども医療費助成制度

◇対象 市内に住む小学6年生までの子ども

※受給者証を持っていない人は申請が必要

◇助成額 保険診療による一部負担金のうち、3歳未満の子どもは全額、3歳~小学6年生の子どもは1カ月2000円を控除した額

※市町村民税非課税世帯は全額助成

■母子・父子家庭等医療費助成制度

◇対象 母子・父子家庭の児童とその親、父母がいない児童(児童は18歳になる日以後の最初の3月31日までの人が、一定の障害のある20歳未満の人) ※所得制限あり

【こども福祉課 216-1261(FAX216-1284)、各支所の福祉課・保健福祉課】



認可外保育施設での保育料の一部補助

◇内容 認可保育所に入所したときの所得階層に応じた保育料と、実際に認可外保育施設に支払っている保育料の差額を所得階層ごとに定めた上限額を限度に補助 ※所得税額による制限あり

◇対象 以下の要件をすべて満たす人

- ①鹿児島市内に住所があること
- ②定員6人以上で、指導監督基準を満たしている認可外保育施設(事業所内保育施設を除く)を月単位で契約していること
- ③保護者が就労、就学、疾病などで家庭での保育ができないこと
- ④認可保育所の保育料や市税の滞納がないこと

【保育課 216-1258(FAX216-1284)】



病気回復期の子どもを預かります

保育所に入所中の児童などが病気の回復期にあり、集団保育が困難で、保護者も育児ができないとき、一時的に子どもを預かって保育します。

◇対象 市内に住む0歳児~小学3年生

◇利用時間 月~金曜日8時30分~18時、土曜日8時30分~13時(日曜日・祝日を除く) ※予約が必要

実施施設名	住所	電話番号
みなみクリニック ダーク・ヘム	鴨池二丁目4-1	812-6165
池田病院 チックタック童夢館	西田一丁目4-12	255-3737
紫原たはら医院 グッドラック	紫原四丁目27-19	250-3231
川畑医院 ばらんせ	大明丘二丁目22-21	294-5000
谷山生協クリニック レインボーキッズ	谷山中央五丁目21-22	267-2028
中瀬小児科 マーミン	東谷山四丁目25-7	266-1189
あおぞら小児科 あまやどり	草牟田二丁目16-8	226-3298

【保育課 216-1258(FAX216-1284)】



りぼんかんからのお知らせ

■子育て応援ポータルサイト「夢すくすくねっと」をご利用ください

子育てに関するさまざまな情報が一目でわかる「夢すくすくねっと」を公開しています。

メールによる子育て相談や子育て情報メール配信の登録などもできます。

※携帯電話やスマートフォンからも閲覧できます

◇掲載内容

- ・子育てに関するイベント
- ・保育園などの施設情報
- ・相談窓口一覧など

◇ポータルサイトアドレス

http://kagoshima-yumesukusuku.net/

■かごしま子育て支援パスポート

お店や施設で商品の割引やソフトドリンク・ポイントのサービス、授乳用・オムツ替えスペースを提供しています。パスポートを上手に活用するための「ここに子育て応援隊ガイドブック」を改訂しました。

◇対象 本市に住み、満18歳未満の子どもか妊娠している人がいる世帯

◇配布場所 すこやか子育て交流館、子育て支援推進課、各支所の福祉担当課など

【すこやか子育て交流館 812-7740(FAX812-7744)】



ファミリー・サポート・センター

子育ての援助がほしい人(依頼会員)、援助ができる人(提供会員)が講習会を受けて会員登録をし、育児や家事の相互援助活動を行っています。

◇内容 産前・産後の家事、保護者に代わって保育所などへの送迎や子どもの世話、一時預かりなど

【ファミリー・サポート・センター 226-7855(FAX226-0805)】

子育ての悩みを解消

■すこやか子育て交流館(りぼんかん)

専門スタッフが、常時子育てに関する相談に応じます。子どもの発達や育児に関する専門相談も行っています。専門相談の実施日など詳しくはりぼんかん相談ダイヤル812-7741(FAX812-7744)へ。

■親子つどいのひろば(なかまっち・たにっこりん)

保育士が常駐し、子育てに関する相談に応じます。臨床心理士や言語聴覚士などによる専門相談も行っています。専門相談の実施日など詳しくは東部親子つどいの広場「なかまっち」226-5539(FAX226-0655)、南部親子つどいの広場「たにっこりん」266-6501(FAX266-6502)へ。



子育て支援施設ってどんなところ？

親子が気軽につどい交流する場の提供や講座、イベントのほか、保育士などの専門スタッフによる子育て相談などを行っています。身近な地域の子育て情報も提供しています。

■りぼんかん(与次郎一丁目10-17)

812-7740(FAX812-7744)

■なかまっち(中町4-13)

226-5539(FAX226-0655)

■たにっこりん(西谷山一丁目3-2)

266-6501(FAX266-6502)

■地域子育て支援センター(11カ所) ■児童センター(3カ所)

【すこやか子育て交流館 812-7740(FAX812-7744)】



昨年12月にオープンした「たにっこりん」

障害福祉

難聴児の補聴器購入に対する助成

発語やコミュニケーション能力の発達や教育上必要な能力の確保を図るため、補聴器購入に対して助成します。

◇対象 本市に住む18歳未満で身体障害者手帳の交付対象とならない人

【障害福祉課 216-1273(FAX216-1274)か

谷山福祉部福祉課 269-8472(FAX267-6555)】

障害に関する相談は障害者基幹相談支援センターへ

障害者基幹相談支援センターでは、身体障害・知的障害・精神障害・発達障害の各種障害専門相談員が、相談に応じます。



◇場所 かごしま市民福祉プラザ

【障害者基幹相談支援センター 226-1200(FAX226-1144)、障害者虐待防止センター 226-1216(FAX226-1144)】

盲ろう者向け通訳・介助員の派遣

盲ろう者(視覚機能と聴覚機能に障害を持つ人)の要請に応じて、コミュニケーションや移動などの支援を行う通訳・介助員を派遣します。

◇対象 市内に住む身体障害者手帳の視覚と聴覚障害の総合等級が1級か2級の人

※利用登録が必要

◇派遣内容

- ①コミュニケーションに関する支援や自立更生に関する支援
- ②社会活動や入退院・通院、公的機関などへの移動を行うときの通訳・介助
- ③盲ろう者の社会参加を促進することを目的とした支援(利用者との対面以外の代書・代読・点訳・墨訳・テープ朗読などを除く)

◇利用は無料 ※通訳・介助員の業務時間内の交通費などの経費(食事代を除く)は利用者の負担

【障害福祉課 216-1272(FAX216-1274)か

NPO法人市視覚障害者協会 248-7946(FAX同じ)、Eメールkagoshima-shisyokyo@navy.plala.or.jp】



制度変更のお知らせ

■障害支援区分への見直し

「障害程度区分」の名称が「障害支援区分」に変更されます。現在認定を受けている「障害程度区分」は、有効期間中は「障害程度区分」として引き続き有効なので、手続きは不要です。

■ケアホームのグループホームへの一元化

ケアホーム(共同生活介護)がグループホーム(共同生活援助)へ一元化されます。障害支援区分に関わらず利用が可能です。 ※介護サービス(食事、入浴、排せつなど)の利用は障害支援区分の認定が必要 現在ケアホームの支給決定を受けている人は、支給決定の有効期間中はグループホームの支給決定を受けているとみなされるので、手続き不要です。

■地域移行支援の対象拡大

地域移行支援の対象者に保護施設、矯正施設などに入所している障害者などが追加されました。

■重度訪問介護の対象拡大

重度訪問介護の対象者に「知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要するもの」が追加されました。

【障害福祉課 216-1304(FAX216-1274)か

【障害福祉課 216-1304(FAX216-1274)か 谷山福祉部福祉課 269-8472(FAX267-6555)】